

令和7年度 指定管理者選定問答一覧表

【西成区】

番号	項目	頁	質 問	回 答
1	【募集要項】 7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (6)提出書類 ウ	11	黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	使用することは可能です。
2	【募集要項】 7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (6)提出書類 エ	11	「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	本市において、USB記録媒体の管理手法が厳格化されたことから、資料データの提出はCD-Rのみでお願いすることとしております。したがって、USBフラッシュメモリでの提出は不可とさせていただきます。
3	【募集要項】 7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (7)提案を求める内容 エ	15	修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、税込み金額にてご提案願います。
4	【募集要項】 8 指定管理予定者の選定 (2)選定方法 ア	17	「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示ください。また、同審査の日程が決まっていたらお示ください。	プレゼンテーション7分、質疑・ヒアリング10分を予定しており、参加人数は4名以内とします。なお、実施日については10月中旬で調整中です。
5	【仕様書】 3 西成区民センターに関する業務 ウ 建物及び附属設備の維持保全業務 (イ)維持保全業務	5	「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されうえて、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。 ②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていたらご教示いただけますでしょうか。 ③LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。	①西成区民センターにおきましては、ホールの調光室など一部を除き、大部分の電灯はLED照明への改修が完了しております。一部残っている蛍光灯部分に関しては、使用頻度が低いことから、省電力化への対応として早急な機器の交換を求めてはおりません。なお、指定管理者において照明器具本体を交換することを妨げるものではありません。 ②しかしながら、機器の劣化や蛍光灯の入手困難な状況などにより、機器の修繕・更新が必要な事情が生じた場合は、当センターにおける修繕・更新の範囲が限定的であること、修繕費の増額を行っていることより、指定管理者のリスク分担と想定しております。 ③蛍光灯については段階的に廃止することが決定されており、必要に応じて事前に調達を行うなどの対応が可能であることから、修繕・更新にかかる費用負担は②で述べたことから、管理経費の膨張に該当せず、指定管理者のリスク負担と想定しております。
6	【仕様書】 3 西成区民センターに関する業務 エ 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務 (ウ)利用料金等の収入に関する業務	6	「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	【仕様書】 4 利用料金等 ウ 利用料金の引継ぎ	7	利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。そのため、①、②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。 このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法(還付にかかる事務の方法)について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議のうえ、決定してください。
8	【仕様書】 6 自主事業等 ウ	8	「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業は大阪市区役所附設会館における空き施設を利用して、施設の設置目的に沿った自らが企画した事業を指しますので、大阪市区役所附設会館以外で実施することは想定しておりません。
9	【仕様書】 8 その他 エ	9	「国旗、市旗の掲揚を行うこと」とありますが、国旗および市旗を施設に有していない場合、手配いただくことは可能でしょうか。また、掲揚場所の確保・整備は貴市にて対応いただけますか。	国旗については、西成区民センターにございますので、そちらを使用してください。また、市旗の手配を本市にて行うことは可能です。国旗、市旗の掲揚場所は西成区民センターの敷地内に確保しておりますが、整備は指定管理者が行うものと想定しております。
10	【申請様式】 5-2⑤		附属設備利用料金の表について、ホールの備品にサスペンションライトの記載がありませんが、追加してもよろしいでしょうか。	サスペンションライトについても追加しご提案願います。 当方におきましても、ホームページ掲載の申請様式5-2⑤を修正いたします。
11	【申請様式】 5-2⑥		自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	継続実施事業についても、年度ごとに記載してください。
12	【申請様式】 6-1		1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入です。 例えば、助成金等がある場合は記載してください。
13	【申請様式】 6-2①		利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	収入区分への記載も可能です。記載については還付料金であることがわかるように表記してください。